

財団法人東京大学新聞社寄附行為

第一章 名称及び事務所

(名称)

第一条 本法人は、財団法人東京大学新聞社（以下本社と略称）という。

(事務所)

第二条 本社の事務所は東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学構内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 本社は東京大学学生はもとより広く一般学生の友愛と共鳴に基き学生の生活を
進め学術文化の昂揚を図り併せて学生・教職員・卒業生の連絡一体化を期することを目的とする。

(事業)

第四条 本社は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 一、東京大学新聞の編集及び発行
- 二、「ユニバシティ・エクステンション」としての啓蒙図書、学生生徒の教科書等の図書出版・刊行
- 三、講演会
- 四、その他理事会において適当と認めたる事項

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

第五条 本社の資産は、左に掲げるものとおりとする。

- 一、設立当初の財産目録に記載された財産
- 二、資産から生じる収入
- 三、事業に伴う収入
- 四、寄附金品
- 五、その他の収入

(資産の種別)

第六条 本社の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第七条 本社の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本社の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をする。

(経費の支弁)

第九条 本社の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第十条 本社の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第十一条 本社の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本社の収支決算書に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部、又は、全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第十二条 本社が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第十三条 第八条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本社が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第十四条 本社の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第四章 役員

(役員)

第十五条 本所に左の役員を置く。

理事 七名以上十三名以内（内理事長一名・常務理事一名）

監事 二名又は三名

(役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第十七条 理事長は、本所を代表し業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

3 理事長・常務理事に事故があるとき、又は理事長・常務理事が欠けたときは、理事会において互選される他の理事がその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し本所の事業を審議決定する。

(監事の職務)

第十八条 監事は、本所の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第十九条 本所の役員任期は、二年とし、再任を妨げない。

但し、東京大学教職員でかつ役員である場合、任期はその期間とする。理事長・常務理事に事故があるとき、理事会に置いて互選される他の理事が職分を代行する。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了により第十五条に定める最低人員数を満たさなくなるときはその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第二十条 役員は次の各号の一に該当する場合は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第二十一条 役員は、有給とすることができる。

2 役員 の 報酬 は、理事会 の 議決 を 経て 理事長 が 定める。

(評議員 の 選出)

第二十二条 本社は、評議員十四名以上二十五名以内を置く。

2 評議員は、東京大学教職員若しくは東京大学新聞関係者その他学識経験者の中から理事会において選任し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 評議員には、第十九条及び第二十条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるものは「評議員」と読み替えるものとする。

6 評議員は評議員会を組織し本寄附行為に定める事項につき理事長の諮問に応じ又は意見を開陳することができる。

第五章 顧問

(顧 問)

第二十三条 東京大学総長・教職員並びに本社に特に功労があるもの者は理事会の議決を経て之を顧問にすることができる。

第六章 事務局及び部員

(事務局及び部員)

第二十四条 本社に左の六部を置き業務を分掌する。

一、編集部

二、出版部

三、会計部

四、広告部

五、調査部

六、庶務部

各部に主任及び部員を置き編集部員は東京大学学生を充てる。

2 本社の事務を処理するため、事務局を置く。

第七章 会議

(理事会の招集等)

第二十五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、又は、監事又は評議員の過半数以上から招集の請求をされた場合も理事長は請求があった日から三十日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集する場合は少なくとも会議の三日前に会議事項を記載した通知書を発送するものとする。

3 理事会の議長は、理事長とする。但し理事長に事故があるときはあらかじめ理事会で定められた順序により他の理事がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第二十六条 理事会は、理事現在数の5分の3以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(評議員会)

第二十七条 評議員会は、毎年二回(三月及び五月)理事長が招集する。又、次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他本社の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって決める。

3 評議員会の議決は出席者の過半数を以て決する。可否同数のときは議長が決する。

4 評議員会を招集する場合は少なくとも会議の三日前に会議事項を記載した通知書を発送するものとする。

(議事録)

第二十八条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第八章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第二十九条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第三十条 本社の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第三十一条 本社の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本社の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

(書類及び帳簿の備付等)

第三十二条 本社の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

(3) 財産目録

(4) 資産台帳及び負債台帳

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(7) 官公署往復書類

(8) 収支予算書及び事業計画書

(9) 収支計算書及び事業報告書

(10) 貸借対照表

(11) 正味財産増減計算書

(12) その他必要な書類及び帳簿

2 前号第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般に閲覧に供するものとする。

附 則

(細 則)

第三十三条 本寄附行為の施行に関し、必要な細則は理事会に置いて定める。

(附 則)

第三十四条 本社設立の際に置ける理事及び監事は本寄附行為第十四条の規定に拘わらずこれを定める。